

平成30年第9回美幌町議会定例会会議録

平成30年12月 4日 開会

平成30年12月 6日 閉会

平成30年12月 5日 第2号

○議事日程

- | | | |
|--------|-----------------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名
(諸般の報告) | |
| 日程第 2 | 一般質問 | 8 番 岡 本 美代子 君 |
| 日程第 3 | 報告第 1 7 号 | 総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について |
| 日程第 4 | 報告第 1 8 号 | 経済建設常任委員会事務調査結果報告について |
| 日程第 5 | 承認第 1 2 号 | 専決処分の承認について〔平成 3 0 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 4 号)〕 |
| 日程第 6 | 同意第 4 号 | 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | 議案第 103 号 | 美幌町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 9 | 議案第 104 号 | 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 10 | 議案第 105 号 | 美幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 11 | 議案第 106 号 | 美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 12 | 議案第 107 号 | 美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 13 | 議案第 108 号 | 美幌町母と子の家条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 14 | 議案第 109 号 | 美幌町一般廃棄物処理手数料の収入証紙に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 15 | 議案第 110 号 | 美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 16 | 議案第 111 号 | 美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 17 | 議案第 112 号 | 美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 18 | 議案第 113 号 | 美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 19 | 議案第 114 号 | 美幌町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 20 | 議案第 115 号 | 美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 21 | 議案第 116 号 | 美幌みらい農業センター条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 22 | 議案第 117 号 | 美幌町農作業準備休憩施設条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 23 | 議案第 118 号 | 美幌町地域用水広報館条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 24 | 議案第 119 号 | 美幌町営牧場管理条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 25 | 議案第 120 号 | 美幌みどりの村条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 26 | 議案第 121 号 | 美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 27 | 議案第 122 号 | 美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 28 | 議案第 123 号 | 美幌町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 29 | 議案第 124 号 | 美幌町個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について |

- 日程第 3 0 議案第 125 号 美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定について
 日程第 3 1 議案第 126 号 美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例制定
 について
 日程第 3 2 議案第 127 号 美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について
 日程第 3 3 議案第 128 号 美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員

1 番 高 橋 秀 明 君	2 番 大 江 道 男 君
3 番 新 鞍 峯 雄 君	4 番 上 杉 晃 央 君
5 番 稲 垣 淳 一 君	6 番 戸 澤 義 典 君
7 番 早 瀬 仁 志 君	8 番 岡 本 美代子 君
9 番 坂 田 美栄子 君	副議長 1 0 番 吉 住 博 幸 君
1 1 番 橋 本 博 之 君	1 2 番 中 嶋 すみ江 君
1 3 番 古 舘 繁 夫 君	議 長 1 4 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長 平 野 浩 司 君
監 査 委 員 高 木 清 君	

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 平 井 雄 二 君	総 務 部 長 広 島 学 君
民 生 部 長 高 崎 利 明 君	経 済 部 長 矢 萩 浩 君
建設水道部長 石 澤 憲 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
事務連絡室長 中 村 敏 文 君	会 計 管 理 者 武 田 孝 司 君
総 務 主 幹 小 室 保 男 君	庁 舎 建 設 主 幹 遠 國 求 君
防災危機管理主幹 河 端 勲 君	ま ち づ く り 主 幹 田 中 三 智 雄 君
政 策 主 幹 小 室 秀 隆 君	財 務 主 幹 中 尾 亘 君
契約財産主幹 大 場 正 規 君	税 務 主 幹 関 弘 法 君
環境生活主幹 渡 辺 靖 行 君	児 童 支 援 主 幹 多 田 敏 明 君
福 祉 主 幹 遠 藤 明 君	健 康 推 進 主 幹 大 場 圭 子 君
農 政 主 幹 佐々木 齊 君	みらい農業センター主幹 午 来 博 君
耕地林務主幹 伊 成 博 次 君	商 工 主 幹 後 藤 秀 人 君
観 光 主 幹 那 須 清 二 君	建 設 主 幹 川 原 武 志 君
施設管理主幹 中 沢 浩 喜 君	建 築 主 幹 西 俊 男 君
水 道 主 幹 御 田 順 司 君	病 院 総 務 主 幹 菅 敏 郎 君
地域医療連携主幹 高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長 志 賀 寿 君
教 育 部 長 田 村 圭 一 君	学 校 教 育 主 幹 以 頭 隆 志 君
学校給食主幹 岩 田 憲 次 君	社 会 教 育 主 幹 露 口 哲 也 君

町民会館主幹 斉 藤 浩 司 君
博物館主幹 鬼 丸 和 幸 君
選挙管理委員会事務局長
監査委員室長 谷 川 明 弘 君

スポーツ振興主幹 浅 野 謙 司 君
農業委員会事務局長 酒 井 祐 二 君

○議会事務局出席者

事務局 長 藤 原 豪 二 君
議事係 長 橋 本 勝 君

次 長 佐 藤 和 恵 君
議事係 新 田 麻 美 君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成３０年第９回美幌町議会定例会、第２日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１番高橋秀明さん、２番大江道男さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君） 〔登壇〕 私は、４点について質問いたします。

まず１点目、びほーるの施設についてです。

びほーる２階席への手すり設置についてです。

２点目といたしましては、美幌町に関する歌について質問いたします。

３点目は、グリーンビレッジ美幌の施設整備について。

４点目は、プラスチックごみの取り組みについて質問いたします。

まず１点目のほうから質問いたします。

びほーるは改築から６年を経過し、子供から高齢者まで多くの方が利用され、美幌の文化を高める町民の生きがいくりの中心となっています。

利用する方も年々高齢化が進み、足、腰が弱くなっている方が多く見られますが、そういう方にこそ外出の機会として、びほーるでの催しに足を運んでいただくことが、生きがいを持って長生きを楽しむことにつながるのではと考えます。

２階席への上り下りのときには、壁際に手すりがあると高齢者の不安解消になると思いますが、考えをお聞かせください。

２点目といたしましては、美幌のうたの総合版についてです。

昨年、町の若い方が中心になり、「美幌のうた」が作られ、イベントなどで聞く機会が多くあります。高齢の方からは、昔の美幌の歌も大切にしたらよいのではないかと、新しい歌と昔の歌を１枚のＣＤにしてはどうかなどの意見もあります。

風はみどりに、美幌ブルースなど、地元の歌が複数あることは自慢ではないかと思えます。

高齢者の集まりでは歌を歌うこともあり、１人では歌わないが、皆さんとであれば歌えるという方もいます。

過去の美幌の歌を末永く大切にするため

に、知らない方にも伝えるために、美幌の歌をみんなで歌えるようにしてはいかがでしょうか。

町長の考えをお聞かせください。

3点目は、グリーンビレッジ美幌の機器整備についてです。

美幌町では平成29年度から美幌ブランド認証制度に取り組み、平成30年度からは特産品開発に50万円の補助金を出すなど、特産品開発に力を入れています。小さな企業や自社工場のない場合は、新製品や試作品づくりには、グリーンビレッジ美幌加工実習室を借りる方法しかなく、機器整備が必要と考えます。

私は、本年3月定例会での一般質問で、近隣町村の加工施設と比べて不十分であり、近隣町村施設の状況把握と加工実習室利用者、製品開発にかかわる方との協議の場を持っていたきたいと申し上げましたが、その後の状況や考えをお聞かせください。

4点目は、プラスチックごみによる海洋汚染についてです。

町は、プラごみを月2回収し、資源循環に取り組んでいますが、ポイ捨てや不法投棄のプラごみはあります。これらは最終的には海に漂うこととなり、5ミリメートル以下の微細な粒、マイクロプラスチックとなり、世界の海に広がり、魚や貝、海鳥の内臓から見つかっています。日本でも海岸の砂からマイクロプラスチックが無数に出てくると言われています。

国連環境計画に関する報告書では、1人当たりの使い捨てプラスチックごみは、日本が世界で第2位、第1位はアメリカとなっています。

国の動向は今後も注視すべきと考えますが、次世代のことを考えますと、今私たちができることに取り組むべきと考えます。

一級河川2本を持つ町として、プラごみの減量化、徹底した回収、不法投棄の撲滅、プラごみによる環境汚染の教育など、

できることは多くあると考えます。

今後どのような取り組みが考えられるか、お聞かせください。

また、以下3点についてもお聞かせください。

1点目、町内プラごみの受け入れ先は、今後も継続できるのか。

2点目、不法投棄の現状として、過去5年間の不法投棄量と件数、不法投棄場所について。

3点目、教育現場での取り組みについてです。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

1点目のびほろの施設について、これについては、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、美幌町に関する歌について。

美幌のうた総合版についてであります。本町には美幌に関連する数多くの歌があり、以前から町民を初め、美幌町に在住したことのある方々にも親しまれております。

昨年、美幌130年を記念して、若い人たちが中心となり、TRIPLANEによる「美幌のうた」を製作していただいたことにより、この「美幌のうた」に関しては聞く機会がありますが、従来の美幌を題材とした歌を耳にする機会が減少してきているということは認識をしております。

町といたしましては、昭和62年1月に美幌叢書の第8号として、びほろの唄を発行しており、後世に残るよう努めているところではありますが、叢書については周知不足であることから、今後、図書館での貸し出しをしていることや、まちづくりグループで閲覧可能などの周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、従来より多くの町民の方々に親し

まれてきている歌として、美幌町歌や、美幌ブルース、風はみどりになど全10曲をCDにまとめ、音源の保存に努めているところではありますが、著作権の関係上、音源の貸し出しや利用には制限がある状況となっていることを御理解願います。

今後、数多くある美幌を題材とした歌を末永く大切に守っていくとともに、イベント時など、さまざまな場面で聞いていただく機会の提供について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと、そのように思っております。

次に、グリーンビレッジ美幌の施設整備について。

グリーンビレッジ美幌の機器整備についてであります。グリーンビレッジ美幌の農産加工室では16種類の機器を設置しており、指定管理者である美幌みどりの村振興公社が主催する食品づくりに関する講習会のほか、多くの団体が地元で生産された農作物などを加工し、お菓子、パン、みそ、豆腐、発酵食品づくりに利用いただいております。

お尋ねの近隣町村施設の状況把握につきましては、公社担当者らが近隣町村の加工施設を訪問して、機器や利用の状況などについて説明を受けております。

また、加工実習室利用者、製品開発にかかわる方々との協議の場につきましては、一堂に会した協議は行っておりませんが、利用の都度、適宜意見交換を行うなど、ニーズの把握に努めております。

御質問にありますように、特産品の開発に当たっては、グリーンビレッジ美幌の加工室が一定の役割を担っておりますが、現状では全ての利用者に満足いただける幅広い品目に対応した施設設計や運営体制ではありません。

このことを踏まえた上で、グリーンビレッジ美幌では、対応することができない加工、測定、検査機器の使用や技術支援につ

いては、北見市の道立オホーツク圏食品加工技術センターなど、関係機関の協力や特産品開発支援事業補助金を活用した事業者による施設整備などの役割分担をしながら取り進めることが必要と考えております。

今後におきましても、利用者のニーズや課題を踏まえながら、より一層利用しやすい施設運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いをいたしたいと、そのように思っております。

次に、プラスチックごみの取り組みについて。

プラスチックごみによる海洋汚染についてであります。美幌町では現在、一般ごみの有料回収と容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみ（段ボール、ガラス瓶、ペットボトル、アルミ缶など）の回収に加えて、その他プラスチックについては、プラスチック製容器包装の回収を無料で行っております。

ガラス瓶、ペットボトル、その他プラスチック（プラスチック製容器包装）は、容器包装リサイクル協会へ再商品化を委託しており、新しい製品に生まれ変わっております。

プラスチックは、そのすぐれた性能や性質から、私たちの身の回りの多くの製品に使われており、自然環境下での分解性が非常に低いことから、一旦リサイクルの環境の流れから外れ、自然界に放出されてしまうと、その回収や処理が困難となります。

プラスチック汚染問題は、国連のSDGsの一つとなっており、国連では昨年クリーンシーズキャンペーンを行い、マイクロプラスチックやリサイクル不可能なプラスチックの使用を減らそうとしており、世界的にも大きな環境問題となっております。

本町での取り組みですが、分別収集の徹底、不法投棄撲滅のための看板設置や巡回監視を実施しておりますが、1番は、町民の皆様のごみ分別への御理解と考えております。

町としても、まち育出前講座でのわかりやすい説明など、充実してまいりたいと考えております。

一つ目の御質問の、町内プラごみ受け入れ先は、今後も継続できるのかについてですが、容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの容積比で約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効活用の確保を図る目的で平成7年に制定されたもので、法に基づき今後も継続していくものであります。

二つ目の御質問の、不法投棄の現状として、過去5年間の不法投棄量と件数、不法投棄場所についてであります。不法投棄量と件数は、5年間で1万5,010キログラム、304件で、不法投棄の場所については、郊外の道路脇に多く投棄されており、内容につきましては、主にタイヤ、ホイール、家電製品、一般ごみが多く不法投棄されている現状であります。

三つ目の御質問の、教育現場での取り組みについてであります。本町の環境教育における小中学校の取り組みにつきましては、平成23年度学習指導要領の改正により、さらに多くの環境教育に関する指導が行われることとなり、小学4年生以上の各学年において、ごみの処理について、生き物と環境、循環型社会に向けてなど各教科において、数時間前後の学習指導が行われており、さらに、小学校では、総合的な学習の時間で駒生川の環境美化の重要性について、体験を通した学びが行われています。

今後においても、引き続き一般廃棄物の減量と資源ごみの再資源化を図り、不法投棄撲滅のため巡回監視、町民への啓発、普及を行うとともに、環境教育についても、児童生徒へ指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、答弁をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いをしないと、そのように思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

びほ一る2階席への手すり設置についてですが、びほ一るは平成24年8月のオープンから6年が経過し、平成30年11月末現在の利用率は81.8%と高く、週末ごとにイベントが開催されており、芸術、文化活動の拠点として、子供から高齢者まで多くの方々に御利用いただいております。

びほ一の施設運営につきましては、床吸水マットを設置したり、温水暖房便座に全て交換するなど、利用者の利便性向上と安全で安心な施設運営に努めてまいりました。

御質問のびほ一る2階席への手すり設置についてであります。利用される方々の高齢化が進み、催事によっては利用者の多くが高齢者という場合も見受けられることから、利用される方々の安全対策として、2階席壁際への手すり設置を検討してまいりたいと考えております。

今後も、びほ一るが多くの町民に愛され、使いやすく安全で安心な施設運営を目指し、より一層の機能充実に努めてまいります。

以上、答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、1点目のびほ一るのほうから再質問をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今答弁いただきましたけれども、びほ一るは、私もこれは忘れていたのですけれども、平成26年10月17日に北海道から福祉に配慮された公共施設として、北海道福祉のまちづくり賞をいただいているという施設なのです。

2階席の手すりがないことは、私はオープンしてすぐに気がついて、そのときの担当者に申し上げたのですが、そのときはできない理由を言われて、あそこに行った時にちょっと不安だなということを思ったけれども、できない理由をいろいろ聞かされまして、諦めてしまったことがあります。

それと、今は大変よくなった温水便座も、あのときに設置前から言っていたのですが、予算の関係でということで、温水便座を最初から取り入れていただけなかった。

行政的な考え方というのでしょうか。最初の年の予算というか、そういうものがありますので、ある程度限られたものではないかなと思いますけれど、今回のことを通して、最初に幾らか高くなっても、後でやり直すよりは安いということを、私は自分自身でも学んだなと思って、もう少しあのとき頑張ればよかったなと思っています。

今回の答弁では、利用者の高齢化で設置を検討しているということですので、これは中を管理している方も十分高齢者のことを考えて、危険だということがわかって、様子を感じ取っていたのではないかなというふうに思いますけれど、この辺のところはどうだったのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民会館主幹。

○町民会館主幹（齊藤浩司君） ただいまの御質問でございますが、びほーるがオープンして6年の間にさまざまなイベントがあります。イベントによりましては、高齢者の方がほとんどというイベントがありまして、見ていますと、やはり通路側の壁を直接手でさわって上り下りされているという現状等を踏まえておりましたが、通路が狭いということで、設置についてはいろいろ検討をさせていただいていたのですが、今回、それよりも安全対策ということで、段差が20段ございますので、転んで骨折されては困りますので、今後、速やかに設

置検討をして、安全対策を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 舞台の稼働率も八十何%だということだったので、私、自分もそういう文化活動をやっていたこともありますので、全く立って歩けないというような、そういう催しがされる場合と、高齢者が多くて、その時間内でも階段を上り下りするという場合も見えています。

そのようなことで、安全対策を配慮していただけるというふうに感じているのですが、例えば、会場に入っていくところが二重ドアになってます。そこもやはり開演時間中に出たり入ったりするときには、一つドアを開けても真っ暗ということがありますので、あのときも開けて人が行けばフットランプのようなものがついたりとか、そういうことも配慮していただきたいと思いますし、階段のところも、できればフットランプのようなものがあつたらなと思います。

ただ、それが音楽や何かで、全く動かないで聞いてくれというような、講演によって違うかなと思います。

この間の高齢者のカラオケの集まりのような方々は、出たり入ったりがすごく多く、出演者も座るということで多いですし、全くそういうことなく、みんなが座って聞くという場合もありますし、同じことでも借りる人によって、見せるものによって、違っていいのではないかなというふうに思っていますので、階段のところの手すりとか、フットライトとか、考えることがありましたら、考慮していただきたいというふうに思いますけれど、その辺はどうか。

○議長（大原 昇君） 町民会館主幹。

○町民会館主幹（齊藤浩司君） ただいま

御質問がありましたとおり、びほ一るにつきましては、各種イベント、音楽から演劇などがございます。

演出の関係上、その舞台を壊さないということで主催者の方と相談して、先ほど質問がありました、ドアが2枚あるのは光が直接入らないようにという演出がありまして、あの中に実際照明があります。ただ、主催者の意向でとめているのが現状でございます。

舞台に注目しているのに、光が入ってさらに気をとられてということ避けるためにしていますが、利用者が高齢者の場合、舞台の途中でもトイレに行きたくることが見受けられますので、その辺は主催者の方に御説明して、なるべく演出効果が壊れない範囲内で足元灯や、そういった照明については配慮してまいりたいと考えておりますが、あくまでもプロの方の演出の一環として行っているということで、御理解いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） どこも一緒にならないということは認識しております。

ただ、せっかく高齢者の方々も多く使っていて、つえをつきながらでも楽しみで来ていただけるということは、本当にいいことだと思っています。

そういう弱っても行くのだというふうに来てもらえる施設、せっかくまちづくり賞をいただいているところですので、もっと高齢者の利便性を高めていただきたいというふうに思っております。

この質問に対しては、今後もそういうことに配慮していただけるということで、この質問は終わらせていただきます。

2点目の、美幌の歌の総合版についてに入ってまいりたいと思います。

ここの資料にCD収録曲一覧というものをいただきましたので、これを一つのCD

にして貸し出したりするのは無理だなというふうに思います。

いろんな有名人の歌もありますしね。

ただ、この中で著作権の関係上、美幌町が著作権を持っていて新たにCDなどを出せるというものがあるのか、その辺をお聞きしたいと思いますけれど、その辺はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、10曲をCDに入れたものについての資料配付をさせていただいておりますけれども、それでいけば、それぞれ作詞家、作曲家、それから、歌い手の方ということで記載をされてございます。

著作権はこれらの方、あるいは、そのレコード会社等に関係するものでございます。

はっきりわかりませんが、恐らく美幌町が著作権を持っているというものはないのであるというふうには考えております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そういうことなのですね。

例えば、この答弁では、貸し出しも難しい、利用には制限があるということで、例えば、町のイベントでかけて聞いていただくことしか、大体この辺ぐらいしかできないということなのではないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 答弁書に書いてあります著作権の問題については、イベント等では著作権の許可をとることは発生しません。これが1年以上続くイベントであれば著作権の許可が必要と、なおかつ、営業行為につながるものについては、著作権が必要とみなされることもあるということで、著作権については、いろいろな制約がございますけれども、今、町、あるいは、実行委員会、それから商店街

等々で開催されておりますイベントで、美幌の歌を流すことについては何ら問題はないというふうには考えております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 美幌ブルースとか、風はみどりにとか、結構有名な歌がありますが、こういうものもだめなのでしょうか。

例えば、美空ひばりさんなどが歌っている、そういうものは無理だというのは何となくわかるのですが、その辺のところをよく調べて、少しでも過去の歌として埋もれないようにしていただきたいなというふうに思っています。

例えば、今、美幌町は、美幌町と人のかかわりの関係人口をふやそうという取り組みをされています。

私は、新しい歌ができて、高齢者施設や高齢者の集まりなどでかけたときに、美幌にいっぱいいい歌があった、あれはどうなっているのだというような話で、こんなにたくさんのいい歌があるのに、このまま埋もれていくのではないかなというふうに思っています。

それと、住んでいる私たちがなかなか聞けないわけですから、先ほどの関係人口と言いましたけれども、昔、自衛隊で美幌に住んでいた方、日甜に住んでいた方、そういう方などが年をとって、ふと美幌のことを懐かしく思い出したときに聞ける歌があればいいなと、そういうふうにしておいたらどうなのかなというふうに思っています。

ある程度の年齢になると自分の過去とか、そういうものが懐かしくなって、これは聞いた話なのですが、美幌の亜麻工場のところに勤めていた、そこで育った方が70歳を過ぎて尋ねてきて、この辺にあったかどうかということを聞いたということで、やはりそういうふうに私の知らないところで美幌のことを思って尋ねてくださ

る方がいるのだというふうに考えたりしたのですけれども、答弁では、後世に残るように美幌の歌を叢書として発刊しているということなのですが、歌ですから、やはり本とかよりは、聞ける体制にするのがいいのではないかなと思っています。

このことに対して、町長何かこういうふうにしたいとか、そういう考えがありましたらお知らせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この著作権というのはなかなか難しい法律で、いろんな解釈も成り立つのでしょうか、いずれにいたしましても、この著作権というのは、著作権というものについての定義でありまされども、人は心で思ったことをその人らしく表現したものを著作物といいますということで、音楽などの文化の発展のために大切なものですということになっております。

それで、これを法律を犯してまではできないというのが現実だと、そのように思っております。これが著作権として消滅するのは、死後50年後だということです。相当な年数が必要だということでもありますので、いかんともしがたいところがありますけれども、いずれにしましても、先ほど総務部長が答弁したように、繰り返しいろんなところで流していくと、そのことで美幌の歌ですということを認識していただいて、その中で覚えていただくという方法しかないのではないかなというように思っています。

そんな思いでありますので、著作権というのはなかなか難しいものだというのが率直な意見であります。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 著作権は非常に難しいから法律を犯すことはできないとおっしゃいましたけれども、私も法律を犯してという事は言っていないです。

ただ、介護施設などで、よく歌を歌ったりするときに、例えば、過去の美幌の歌を聞かせたら喜ぶのではないかなと思っていますので、何か今回のことをきっかけに工夫できることがありましたら、取り組んでいただきたいと思います。

法律を犯さない程度に取り組んでいただきたいと思います。

次に、グリーンビレッジの施設整備について入ってまいります。

答弁では、加工室利用者、それから、製品販売にかかわる方との一堂に会した協議は行っていないということなのですが、私は3月、ほかの町村の現状を見てきていただきたいと思いますというふうに申し上げたのですけれど、担当者の方が行って、美幌とどのような違いがあるか把握したのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） お尋ねの他の施設の関係でございますが、こちらは、大空町のメルヘンカルチャーセンターに、私と公社の担当者と行ってまいりました。

その結果、特色といたしましては、その施設は専任の指導員を配置して、きめ細かい運営をされている。さらには、ここに併設されております第三セクターでは、缶詰だとか、瓶詰、そういった商品化、収益事業も行っており、それとあわせた加工が行われているという状況でありました。

また、受講者が新たなサークルを結成するなど、施設としてもコミュニティーの場になっているのかなという感想を持っているところでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 大空町は、ものづくりの歴史もありますし、道の駅に行ってもあそこでつくったものが非常に多く並んでいる。昔から私はうらやましいなというふうに思っていました。

この質問に対して、私は何回も同じようなことを繰り返しておりますので、似たような事を何回も言うというのも張り合いがないものですから、ただ、全体にオホーツク食加研とか、いろんなところの知恵をいただかなければならないというのは十分理解できますし、自分も何回も利用したりして、ただ、あそこは指導の施設とか、研修をさせる施設ですので、何らかの指導をしたり、それから、研修はできますけれど、あそこでつくったからといって売れるものではないということなのです。

私は、やはり売れるものをつくったかどうか、その土壌にはある程度の機器がそろっていて、いろんな方が出入りしたりして、そして、大空町もどんどんレベルアップして行った結果があれではないかなというふうに思っていますので、一堂に会してどういうものがあるとか、そういう話もしていないということなのですが、こういうものがあれば、こういうものができるというものもありますので、今後、やはり美幌の加工を広げるために、売れるものを広げるために、最初から売れるものをつくるというわけではないのですけれど、そういうものを研究したり、つくったりしている間に売ろうかというふうになっていくのではないかなと思っていますので、それもやはり機器があつてからの話だと思っています。

今、農家の方などは、地元の枠を越えてネットワークでつながっていて、非常に研究熱心なのです。

今は、農家の方の世代交代も割と早く進んでいまして、60歳過ぎから息子の代にわたったというような方もいます。

本当にここ10年ぐらい、そういうことが活発になっていったら、その後はがくと人も減っていくのではないかなというふうに思っています。

そういう土壌づくりに、60歳過ぎの方々が中心になっているのではないかなと

思っていますので、いつまでも待てないなというふうに思っています。

大空町では缶詰をつくったりしていますけれど、私は3月の一般質問のときに、例えば、回転釜や缶詰にする機械があれば、非常食の五目御飯とか、赤飯とか、そういうものを缶詰にして、地元で置いておくことができるのではないかなというふうに思っているのですが、町長も昨日からあと5カ月もあるという話をしていますので、どうか、美幌の町で、美幌の特産として、非常食をつくれるような体制を最後に整えてやるという、そういう気構えがあるかどうか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） グリーンビレッジの施設は、平成3年に建てて、既に27年がたっているということであります。

今は16種類の機器が入っているということであります。一部手狭になったということで壁の撤去をしたこともありますし、いろんなことで工夫されてやっておられるということはよくわかりました。

これは27年たって、今、みそだとか、そういうものを商品化して出しておりますけれども、そういった多方面にわたる、いろんな瓶詰だとか、缶詰だとか、その他包装だとか、そういったものの全部を取りそろえるというのはなかなか難しいことだと思いますけれども、いずれにいたしましても、手狭になってきましたので、これからどうしていくかということがポイントになるのではないかと考えております。

そういった意味で、今後どうしていくのかということを検討しなければいけないのではないかと、そんなふうに思っております。

既設の施設を使ってやるという方法もあるのですが、これについても改造しなければいけないということでありまして、いずれにいたしましても、手狭である

ということを考えていくと、新しい施設をどうするか、これについては今後検討していかなければいけないのではないかと、そんな思いであります。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 平成3年につくって、手狭になっているというふうに町長はおっしゃるのですが、私は余り機器がないので、手狭ではないなというふうに受け取っているのです。

大空町とかは、びっしり機器が入っているぐらい、狭いというぐらい入っていて、美幌の場合は割とすかっとしていますので、まだまだ入れても十分中で人が動ける状態だというふうに思っていますので、その辺は見解の違いかなというふうに思っています。

何回も取り組んでいますので、本当に現実的ではないなというふうに思っているのですが、やはり諦めずに取り組んで、美幌では今、JAとかいろんなところでいろんなものをつくっていただいて、ラーメンとか、ちょっと割高ではありますがけれども、地方に送ると大変喜ばれます。

地元のものを地方に送ると本当に喜ばれます。だから、もっともったこういうものをふやしていけばいいのではないかと、というふうに思っています。

北海道という土地柄で、トマトもできるときには一遍にできてしまうということがありますから、やはりそういうものをきちんと加工して、何年も使えるように缶詰にしておけば、遠くに住む子供や親戚とか、そういう方に送ることができる。

私は、加工の基本というのはそういうところにあるのではないかなと思っていますので、こういうものをこういう機械があればここまでできるということを、ある程度研究している方と話をし、担当者も次々とかわってしまいますけれども、ぜひ、最短のこれがあればこれができるということとこ

ろを、今後検討していただきたいと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今おっしゃるように、こういったものがあれば、こういう製品ができるとか、いろいろあると思います。

そういった意味で、今後どういう機械があれば、ある程度の需要に対応できるか、例えば、1社でこの製品を使ったからもう終わりですというようなことではなくて、容器であるとか、あるいは、缶詰であるとか、瓶詰、そういったものも含めて、やはり考えていかなければいけない、そのように思っていますので、今後とも機器については、どれが汎用的に使えるのか、そういったことをしっかり考えて導入していきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、プラごみのほうに入ってまいります。

これは新聞報道なのですが、2016年のプラスチック循環利用協会の資料では、日本のプラスチックの廃棄とリサイクルで生産量と再生される市場投入された量は、1,128万トン。このうち57%が焼却処理のときの熱を回収して利用します。未利用分が16%、これは単純焼却と埋め立て、そして27%がプラ製品やガス化へのリサイクル、そして、このリサイクルの70%を輸出先の中国が引き受けていた。ところが、中国が2017年度末で輸入廃止をした。

これは、自国の環境を考えてのことなのですが、17年末に報じられて、私は、プラごみのリサイクルは、今後日本はどうなるのかなというふうに思っていたのです。

全てではないということなのですが、ただ、それでプラごみのリサイクルの循環、プラごみを引き受けてくれるところ

が今後も続くのかという質問だったのですが、ここのところは、今、何の不安もなく今のような状態が今後も続くというふうに、影響はないということなのですから、もう一度この辺のところをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今お話の岡本議員の御心配は、今までは海外のほうに輸出をしていたという分が、中国等が受け入れをしなくなったことに対する不安だというふうに考えておりますけれども、今現在、結果として、今までそういうふうに回収したものを輸出している部分がありましたけれども、法に基づきまして、プラスチックごみは回収して、再利用、再製品化等をするという形になっておりますので、今度は国内での処理を進めていくという形になっておりますので、それが進められていくというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 国内で処理していくということなので、心配はしなくていいのだというふうに受け取りました。

不法投棄の現状もお知らせいただきましたけれども、大きな不法投棄というのもありますけれども、この不法投棄はやはりふえてきているのでしょうか。

それとも、だんだん住民に周知されてきて減ってきているのか、この辺のところがわかりましたら、詳しくなくてもいいですのでお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 不法投棄の状況でございますけれども、過去5年間ということで御質問がありましたが、大体年度的には毎年度同じぐらいの2トン前後があるのですが、その年によって、大きい廃材とか、大きいものがあつたときには1カ所で大量の不法投棄が見つかるという事例が

ありますけれども、平均してここ5年間は同じような状況という形になっております。

内訳もつけておりますけれども、やはり、どちらかと言うとプラスチックごみについては不法投棄の中には少なく、廃棄物処理場では受け入れできないような冷蔵庫だとか、産業廃棄物、タイヤ等のもの、有料ごみというものが、圧倒的に比率的には多いという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） プラごみというよりは、大きなごみだというふうに受け取りました。

皆さんも目にしたことがあると思うのですが、道路でコンビニの弁当を食べたものが袋を縛ってそのままぼんと外に捨てられている。あのようなごみを捨てないようにしなくてはならない教育とか、それから、そのプラごみを拾うのはちょっと面倒なことになるなと思いつつも、今度からは拾わなければならないというふうに私は考えています。

町の中にプラごみを漂わせないために、結局は、最終的には川に行って、海へ行きます。山で終わるものもあるのかもしれないけれど、川に行ったものは海に行くということで、私たちは川を持っていますので、少しでも町の中に漂うプラごみを、今度は積極的に拾っていかなければならないという、これは運動になるのかわかりませんが、自分たちに今できることを小さなことでもやろうということになれば、汚れたプラごみがあっても拾って出すようなことになるのではないかなというふうに思っていますし、そういう教育というか、住民に対してそういう投げかけをしていかなければならないというふうに思っています。

雑草などをとったときのボランティア袋

があつて、結構町の中に草取りをしてくださるところとか、自治会単位でボランティア袋がありますけれど、今度はあんなに大きくななくてもいいので、散歩の人が持って、プラごみが落ちていたときは拾ってあげるよというような人がいれば、あんなに大きくなってもいいけれど、そういうプラスチック用のボランティア袋があつてもいいのではないかなというふうに思っているのですけれど、その辺は、今日言って今すぐというわけにはいきませんから、ぜひ取り組んでいただきたい。

これからもごみのことに関して住民に説明する機会はあると思いますので、結局、プラスチックごみの大変さというのをもっと訴えていただきたいというふうに私は思っています。広報でも、何でもいいのですが、関心を持っている方はいるかもしれませんが、やはり便利だけについてプラスチックを使うことになりまし、それがとんでもないことになるということを、もっと広く知らしめていただきたいなというふうに思っています。

これが全てではないですけど、この間の伝書鳩で、洗剤メーカーと北見市の実行委員会が協力して、今は液体洗剤になっていますので、パウチに入ってます。そのパウチを回収して、ブロックにしておもちゃにしたり、それから、避難のときの仕切り、パーティションにするという取り組みが今実証実験をしていて、来年からは実際にまちの中に、今8ヵ所だったか、そういう回収のものを置いておいて、そこにパウチを入れていただく、そういう運動をやっています。

私は、住民の意識を高めるためにもすごくいいことだなと思っています。それをやっているメーカーは、他社の製品でも構いませんということです。北見市と美幌は近いので、こういうことを美幌でも取り組めたら、非常に意識が高まるのではないかなと思っておりますので、ぜひ、その辺

も研究していただきたいと思います。

最後に何かありましたら、担当のほうから一言いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいま、さまざまな御提案もありましたけれども、まず、不法投棄の話でいきますと、先ほど実績をお話ししましたが、廃プラの部分というのは、不法投棄というよりもポイ捨ての部分が非常に多いというふうに考えておまして、こちらの分につきましては、なかなか手だてがないので、啓発に努めて、環境汚染を含めて、そういうふうにポイ捨てをしないでくださいという啓発が1番なのかなと思っておりますので、こういう部分にも力を入れていきたいというふうに考えております。

また、そういうふうにしらない形ということで、今プラスチックごみは無料での回収に努めているところでございますが、今お話がありましたように、草取りだとか、家のごみにつきましては無償でありますけれども、散歩がてら一緒に拾える小さいごみ袋だとか、啓発のための展示につきましては、今後どういう形がいいのかということを含めまして、検討はさせていただきますけれども、美幌町の場合、ボランティア袋の発行数も多いように、非常に積極的に家の周りだとか、草取りだとか、ごみ拾いをしているという部分もありますので、さらに、これが進んでいくように、出前講座等を含めまして、また啓発に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これで、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 報告第17号

○議長（大原 昇君） 日程第3 報告第17号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○議事係長（橋本 勝君） 調査の結果。

各自治体が取り組む移住・定住施策の中で、効果が大きいものとして子育て支援施策の充実を挙げることができ、移住者の獲得や住民の定住につながっている。さらにこれは、出生数をふやすことにも直結しており、地域の人口維持には大変重要な要素である。

また、子供が豊かな心を持ち、健全に発達するためには、幼児期からの読書習慣の育成や読み聞かせができる十分な環境整備が必要である。

これまでの貸し出し中心の図書館サービスは、資料の蓄積をもたらしたが、情報・資料を求めている図書館利用者に対して、職員が情報・資料を提供し援助するレファレンスサービスが不十分との指摘もある。

図書館の役割を発揮するためには、社会教育施設が持つ特性を明らかにし、それを生かすサービスを考えることが必要である。

このような状況を踏まえ、当委員会では、移住・定住施策、子育て支援施策、図書館の管理運営について着目し、先進地を視察・調査したので、その代表的な取り組みを紹介したい。

大分県豊後高田市（平成30年10月1日現在人口2万2,820人）は、人口減少が進行する中、まち・ひと・しごと全力創生プランによるさまざまな施策に取り組んだ結果、平成23年度から平成29年度で、市への転入が転出を上回る292人の人口社会増を実現している。

移住・定住施策として155項目の支援事業を整備し、田舎暮らしガイドブックの発行や豊後高田I J Uサイトの充実、テレビ、雑誌での紹介、映画ロケ地としての知名度アップなどの情報発信力が特にすぐれている。

また、移住希望者への住環境整備、提供が充実しており、毎年30件以上が登録する空き家バンクの活用や新婚さん応援住宅、子育て応援住宅などを用意するなど、住みたい田舎ランキング6年連続ベスト3の実績あるまちにふさわしい、ほかに類を見ないきめ細やかな施策に取り組んでいる。

佐賀県みやき町（平成30年10月1日現在人口2万5,562人）は、町合併後、1,000人を超える人口減少に歯止めをかけるため、町長の強いリーダーシップのもと、議会と行政が一体となって定住総合対策事業計画を策定した後、子育て支援のまち宣言を行った。「子育てするならみやき町」をキャッチフレーズに多種多様な子育て支援策を展開した結果、平成25年度以降、人口社会増を実現している。

子育て支援策として、高校生までの医療費無料化を行っており、学校給食費は、小中学校に同時在学する児童生徒のうち、第3子以降は全額、第1子、第2子についても半額補助を行っている。

また、子育て世代の定住促進奨励金補助や中間所得層対応の新婚世帯、子育て世帯の住宅整備も行っており、さらには全国的にも珍しい、NPO法人による産前産後サポートステーションを設置するなど、子育て環境の整備に努めている。

佐賀県武雄市（平成30年10月1日現在人口4万9,156人）の武雄市図書館は、生活提案の場を全国に手がけてきた民間企業が、初めて企画、運営に取り組んだ図書館である。

市民の誰もが利用しやすく、利用したくなる生活をより豊かにする図書館をコンセ

プトに、平成25年にリニューアルオープンし、平成29年からは子育て応援施設として、こども図書館を整備し運営している。

資料収蔵や図書貸し出しの場といった従来の図書館像に縛られず、図書館、書店、カフェが一体的に融合し、勉強も仕事も会話もできる、市民に居心地のよい場と新たなコミュニティを創出している。

以上のとおり、先進地も含め調査、検討する中で、委員会として意見の集約を見たので、ここに報告する。

1、子育て世代を重視した移住・定住施策について。

若い世代、特に20歳代から40歳代までの子育て世代の移住・定住を実現するためには、医療費、教育費の負担軽減や住宅建築、家賃補助、住宅整備などの住環境の充実、新規起業支援補助などの就労支援の充実が必要である。

近隣自治体との差別化を図り、美幌に住んでみたいと思われる魅力ある施策を重点化し、限られた財源を優先的に配分するなど、思い切った新規施策の実施や既存施策の拡充に期待したい。

美幌町のよさを対外的に情報発信するため、SNSなど情報媒体の効果的で速やかな活用期待したい。

2、図書館の管理運営について。

出版物を収集、保存し、町民等に提供する図書館の基本的役割は今後も変わらないが、インターネット等の電子情報の発信、保存も図書館の重要な役割である。多面的な観点から情報提供されることを望みたい。

図書館サービスが地域の発展に寄与していることについて広く理解を得られるよう、町民がどのようなサービスを求めているのか把握し、情報発信のセンターとして、関係機関と協力し各種セミナーや公開講座の開催などが企画されることに期待したい。

まちづくりや地域振興を図るためには、図書館の果たす役割は大きい。今後、図書館施設の建てかえが予定されているが、世代を超えて交流、学習ができ、地域コミュニティやレクリエーションの場の提供も視野に入れた居心地のよい施設計画を望みたい。

○議長（大原 昇君） 本件について、委員長より報告を求めます。

9 番坂田美栄子さん。

○9 番（坂田美栄子君）〔登壇〕 総務文教厚生常任委員会調査報告を、今、事務局のほうより朗読していただきました。

私のほうからは口頭報告ということで、先進地も含め調査、検討し、集約した意見は、職員が朗読したとおりでございます。

当委員会の報告が、美幌版総合戦略にも記載される、美幌らしさを活かし、人を呼び込む、人を呼び戻す、新たな人の流れを推進する。このことの実現の一助となることを期待して、委員長としての口頭報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

1 3 番古舘繁夫さん。

○1 3 番（古舘繁夫君） この際でございますので、一言委員長から委員会でいろいろなお話があった一部をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

大変すばらしい事務調査、視察があつての報告、本当に頭が下がる思いでございます。

そんな中で、報告の中に将来的に図書館の建てかえということも記載されていたり、それから、図書館に対する期待というものも書かれている気がいたします。

その中で、今現状では、図書館は大変いろんな企画をされたり、また、セミナーですとか、いろんな子供向けのものなどについてもやっていらっしゃるというふうに思うのですが、今回限られた時間、それから

いろんなところをごらんになったと思うのですけれども、手短なところで、またはやりやすいことで、委員会として今ある図書館、建てかえということは将来的ということでございますから、ここ3年、5年以内に建つということはちょっと考えづらいのですけれども、将来的と考えると、それまでの間どのようなことを具体的に企画をしたり、きょうここに記載されている以外で委員会の中でどんなお話があったのか、簡単に言うと、もっとこんなふうにすることで図書館の利用者がふえるとか、それから、図書館としての機能が向上するとか、そういうお話などがあれば御披露いただければと願っております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9 番坂田美栄子さん。

○9 番（坂田美栄子君） 今回、図書館の建てかえということも含めて、私たちは将来的に図書館としてどうあるべきかということをお話など議論した中で1番大きかったのは、図書館はどうあるべきかということだったのです。

私たちが視察に行ったところは、コミュニティを中心とした、町の人たちが気軽に寄って、いろんなことができる。例えば、本を借りるだけではなくて、子供たち、高齢者が気軽に集まれる場所、それから、イベントもそこでできる、人が少しでも集まっていたきたいという図書館にしたいとの思いがありましたので、そういうところを現実に行っているところでした。

特に図書館というのは、暗くて硬いイメージを取り除きたいという思いで、楽しくて、それから、おもしろい場所、だから気軽に行ける場所でありたいということの思いで皆さんは見てきたと思います。

具体的にはどういうことが言えるかということは、例えば、子供たち、中学生、高校生が勉強するためにそこに簡単に行け

る。本が好きな人は、その場所で誰からも邪魔されることなく、ゆったりとした気持ちで1日過ごせる。そういう空間というか、それと、その場所で、例えば、お茶ですとか、コーヒーとか、そういうものを楽しみながら読書ができるという利点もありました。

1番大きく魅力だったところは、公設民営化というところで、運営は民間がやっているのです。そういうところでの関心がすごくありまして、そのところを美幌町ではどういうふうな形で期待をしたらいいのかという思いを込めて、視察してきたということであります。

よろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を終わります。

◎日程第4 報告第18号

○議長（大原 昇君） 日程第4 報告第18号経済建設常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○議事係（新田麻美君） 調査の結果。

美幌町は、豊かな自然に囲まれ、天下の絶景と称される美幌峠を有しており、年間70万人を超える観光客が訪れている。

しかしながら、観光入り込み客数は、平成18年度以降100万人を下回り、ほぼ横ばいと伸び悩んでいる状況にある。

また、本町を訪れる観光客の9割以上が日帰り客であり、通過型から観光消費が見込まれる滞在型観光への転換が課題となっている。

国は、平成29年3月に観光立国推進基本計画を策定し、観光は我が国の成長戦略

の柱であり、地方創生の切り札と位置づけ、自然、文化、食などの豊富で多様な観光資源の質を高め、観光を基幹産業へと成長させることにより観光立国の実現を目指すとしている。

さらに、人口減少、少子高齢化が進む中、観光がもたらす交流人口の拡大により、地域経済の維持、発展が期待されるとともに、観光産業の裾野は広く、宿泊業、運輸業、旅行業にとどまらず、商工業、製造業、農林水産業を初めとするさまざまな産業へ大きな経済波及効果をもたらし、地域経済を牽引する総合産業として、その潜在能力は限りなく大きいとしている。

本町においても、近年の旅行形態は、団体から少人数、個人へ、見る観光から遊ぶ、交流する、体験・体感する観光へと変化しており、多様化する旅行者のニーズに柔軟かつ的確に対応していく必要がある。

平成8年12月に開設された美幌町交流促進センター峠の湯びほろは、20年余りが経過し施設の老朽化が著しく、施設改修が必要となっており、将来を見据えた今後のあり方が問われている。

このような状況を踏まえ、ニューツーリズム・滞在型観光の推進、特産品創出等による地域づくり及び公共温泉のあり方について、道内外の先進地を調査し、検討した中で委員会として意見の集約を見たので、ここに報告する。

1、ニューツーリズムの推進。

長野県山ノ内町は、都市と農村の交流等により地域活性化と農業、農村の振興を目的にグリーンツーリズムの推進や農林業体験を活用した学習旅行の受け入れなど、都市農村交流により自活できる農村の構築を図っている。

また、地域に存在する多様な地域資源を活用し、農業体験、民宿、直売所等新たなビジネスの展開を推進しており、都市への積極的なPRの実施により、より多くの訪問者や滞在者の確保に取り組んでいる。

浦幌町の株式会社ノースプロダクション及びNPO法人食の絆を育む会では、10年後の将来を見据え、主に大阪、東京圏の高校生を民泊により、農家、漁師の家庭で受け入れ、ありのままの農漁村生活を体験させている。食の原点に触れさせることで、食料自給率の低い都会の消費者意識を、農村や漁村に向けることを目的としたとかち農村ホームステイを実施しており、この取り組みは、浦幌発として全十勝に広がりを見せている。

近年、本町においても、農村ツーリズムとして農畜産業体験や美幌高校生との交流などを目的とした修学旅行生の受け入れに取り組んでいるところであり、本町の農林畜産業の理解促進と、長期的な視点でのリピーター化や美幌のファンづくりに効果が高いと考える。

現在は農畜産業体験のみの受け入れであり、今後、交流促進や結びつきを深めていくためには、ホームステイ等の宿泊型がより効果的であるが、受け入れ先の負担軽減が事業拡大には必須であることから、農業関係者に偏ることなく町民が一体となって連携し支援する施策に取り組む必要がある。

また、農村ツーリズムの取り組みを継続していくためには、農林畜産業振興と観光振興のバランスや、旅行者、生徒との交流スタイルなど、関係者相互にメリットがある体制づくりに期待したい。

2、滞在型観光の推進。

黒松内町は、町と都市との交流の姿を描いたぶな北限の里ツーリズムビジョンの策定により、既存観光の枠を超え、町民の暮らしにより密着した交流となるよう人々との触れ合いを基軸に据え、目指す滞留型交流の姿を町民と共有し、展開するための仕組みと整備の方向性を定めて、滞在型観光を推進している。国の天然記念物である歌オブナ林など自然環境やすぐれた農村景観の保全に力を入れており、自然観光等を

目的として年間15万人の旅行者が訪れている。

伊達市のきたゆざわ森のソラニワでは、大自然を生かした野外アドベンチャーを導入したことにより、幅広い年代の集客につながっている。

我が町の財産である美幌みどりの村は、自然豊かな憩いの場として多くの町民に親しまれ、町外者にも森林浴やキャンプなどに利用されており、観光資源としての潜在能力が高い。起伏に富んだ地形を利用したアクティビティの創設や四季折々の自然を満喫できる施設として整備し、自然環境を生かした観光メニューを充実することにより、滞在型観光を推進できる大きな可能性がある。子供から大人まで幅広い年齢層が楽しめる施設とするため、美幌みどりの村全体の将来構想を策定し計画的に整備することで、美幌町での長期滞在化や美幌町への来町が旅の目的となり旅行者の増加につながることを期待したい。

3、特産品創出等による地域づくり。

長野県小川村の株式会社小川の庄は、地域住民の雇用創出による地域社会の維持を目的の一つとして、長野県の特産であるおやきなどの食品加工販売により年間7億円を売り上げている。加工品の原材料は、村の農産物を基本に調達しており、収益は地域に還元されている。

また、高齢化が進む地域にあって、積極的に高齢者を雇用することで村民の所得を安定確保し、地域経済の好循環を実現している。

群馬県川場村は、東京都世田谷区と都市と農村の交流推進を定めた協定により、区民への直販やリンゴの木のオーナー制度など独自性を生かした交流や地元農産物の販売を行っている。

第三セクターである道の駅田園プラザ川場においては、村内で収穫された農産物や特産物を販売し、地域の活性化につなげており、人口4,000人の村で年間160万

人の観光入り込み客を達成している。

特産物の創出においては、消費者が求める商品をつくり上げることは無論のこと、自然や食など本町の豊かな地域資源を磨き上げ、観光客の満足度向上や誘客促進につながる、他の地域にはない特産品の開発に期待する。

また、町産品には美幌を掲げるなど、観光情報の発信により美幌がブランド化され、高付加価値化が促進されることに期待したい。

さらに、地域経済の活性化につなげるためには、多くの町民や事業者が携わり愛着が持てる特産品を開発し、確実に販売実績を伸ばしていくことが重要であり、町民、事業者、行政が、それぞれの役割を認識し、バランスよく連携できる体制の推進を望みたい。

4、公設温泉のあり方、峠の湯びほろについて。

蘭越町の交流促進センター幽泉閣、黒松内町の黒松内温泉ぶなの森、妹背牛町の妹背牛温泉ペペルの三つの公設温泉は、地域住民の交流の場や健康づくりへの活用、観光資源として、いずれも地域になくてはならない施設であり、地域住民のニーズにこたえ、地域の特性を生かしながら、運営に工夫を凝らし健全経営に取り組んでいる。

美幌町の公設温泉である美幌町交流促進センター峠の湯びほろは、指定管理期間が満了となる3年後までに施設の改修、利用の促進を含め、そのあり方について検討するとの方針が示されている。町内外から年間10万人が利用する施設であり、観光拠点としても位置づけられていることから、指定管理者等とも十分に協議し、既存施設の有効利用や、サービス面の向上を図り、利用者の増、さらには健全経営につなげられたい。

○議長（大原 昇君） 本件について、委員長より報告を求めます。

7番早瀬仁志さん。

○7番（早瀬仁志君）〔登壇〕 経済建設常任委員会において、先進地等を調査、検討し、集約した意見は、ただいまの委員会報告のとおりであります。

当委員会の報告が、産業振興と観光振興事業の推進に少しでも役立つことを期待して、委員長としての口頭報告といたします。

以上です。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 大変魅力的な調査報告書を読ませていただいて、いろいろお聞きしたいのですが、1点だけ聞かせてください。

それは、群馬県川場村が4,000人の人口で、年間160万人の入り込み客を集めている。大きなポイントとして、大都市の東京都世田谷区と都市と農村の交流推進を定めた協定書の取り交わしがあるのだというふうに思われます。

美幌町は、天下の名勝美幌峠を持ちながら、100万人を今割り込んできているということで、それだけの魅力をもってしてもなかなか入り込みをふやすことができない。そういう中で、特徴があるとは思えない4,000人の川場村で160万人の観光客を集めている。そういうポイントにこの大都市東京との間で定めている交流推進の協定が、その他の部分もちろんあるのだと思うのですけれど、どの程度のインパクトのある協定となっているのかということを知りたいなと思ひまして、調査の経過も含めてお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番早瀬仁志さん。

○7番（早瀬仁志君） 川場村と東京都世田谷区が協定を結んでいるということでもありますけれども、これについては、川場村というのは、先ほど申し上げたようにたか

だか4,000人の本当に小さな村であります。そこには何もないということで、立ち上げたということでもあります。そして、川場村と世田谷区が協定を結んで、いろんなことをやっているということでもあります。

その中で、160万人の人がここに来る、この要因といたしましては、やはり何もないことを主眼に置いて、そこにどうやって人が来ていただけるかということ、世田谷区と協定を結んでいるということでもあります。

それで、今は資料がないので協定の内容については詳しくここでは申し上げられませんが、田園プラザ川場において、当然いろんな施設がありまして、生産者がつくった農産物を販売したり、いろんな食堂、それから、ソーセージの販売等をしており、にぎわいをもたらしている施設であります。

その中で、川場村と世田谷区の人がとても密接なつながりを持って交流を深めているということでありまして、今御質問の中で、その内容をここで詳しく申し上げられないのですが、後ほど詳しい資料につきましてはお見せしたいと思いますけれども、ここに用意しておりませんので、後ほどお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私も川場村は職員時代に行ってきた経験があって、私の記憶が正しければ、世田谷区が世田谷区の施設を川場村に、多分日本では初めてのケースだと思うのですが、自分の自治体でないところに建てて、当時、4年生か5年生の小学生を全員川場村に送ったりして交流したのが始まりだという記憶がありました。

そのことの質問ではないですが、今回の滞在型の中で、美幌峠とのつながりの部分で、今は町のほうでは雲海とか、星空観察ということを美幌峠の売り込みとして、いろんなことを取り組んでいますけれど、

ど、そういう論議がこの委員会の中で、滞在型に結びつけるような部分で、峠の資源を生かすようなお話がされていたのかどうか、その辺についても触れられていればお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番早瀬仁志さん。

○7番（早瀬仁志君） 美幌峠の関係でしょうか。

長野県の阿智村も視察の候補に上がっておりました。そこで、美幌町も星空観賞には非常に合っているところではあるので、ぜひとも勉強したいということで予定はしておりました。しかし、商工会議所のほうの関係で行かれるということで、委員会ではそちらのほうには行かなかったのですが、それぞれの話の中では星空観賞についての話もありました。

美幌町には非常に魅力があるので、美幌町でもそういうことができないのかなということで、例えば、古梅の学校跡あたりでそういうことができないかということで、委員会の中で話した経緯はあります。

先ほどありましたみどりの村の関係で、あちらも星空を観賞する場所としては非常に合っている場所ではないかということで、委員会の中でそういった話し合いもありました。

以上です。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私は、特産品創出等による地域づくりという観点で1点ほど、委員会で議論されたことがあれば、お伝えいただきたいなと思っています。

いろんな研究をしてもものをつくってはいませんが、販路という意味においては、どのような工夫をしているのかなというのが、側で見ていてもどうなっているのだろうという思いがあります。

ただ、今年度、総務常任委員会の視察で九州に行った時に、泊まったところの横に

小さな販売店があったのですけれど、そこに偶然美幌のカレーライスを売っているところがあったのです。びっくりしました。どうして美幌の品物があるのですかとお聞きしたら、美幌に縁のある人がいて、置かせてもらっているということだったので、そういう意味で、販路を広げていくことも重要なことだろうと私は思っているところではありますが、もし委員会として、そういう話があったか、なかったか、そこら辺を教えていただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 7番早瀬仁志さん。

○7番（早瀬仁志君） 特産品創出の関係で、例えば、美幌町でも特産品はいっぱいあります。その販売の対策とか、そういったことについて、委員会の中でどんな話をされたかという質問であったと思います。

委員会の中で、やはり美幌町もたくさんの特産品があります。特産品に対して、美幌町はどういったことで販売促進しているのか、どうやって皆さんに知らしめているのかということ、例えば、美幌町にある特産品を皆さんどこで知り得ているのかといったら、やはり、ぽっぽ屋だとか、あとはシティだとか、そういうところにあります。知らないということで、ぜひとも町民の皆さんに、美幌町にはこういうすばらしい特産品があるのだから、町を上げて知らせる方法を町としても考えてほしいということで、委員会の中ではそういった話も出ております。

できれば、町民に好んで買ってもらえるような、そういうものづくりをしていただかないと、やはり、ほかに売るに当たっても町の愛する商品ということで、皆さんにお知らせするそういう方法を町としても考えてほしいと、それと、インターネットだとか、そういうPRの仕方をそれぞれの事業者も考えてほしいということで、委員会の中では話した経過があります。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

以上で、経済建設常任委員会事務調査結果報告を終わります。

◎日程第5 承認第12号

○議長（大原 昇君） 日程第5 承認第12号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案12ページになります。

承認第12号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

13ページ、専決処分書になります。

平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）について、過年度所得税追加納付のため急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、平成30年11月20日でございます。

専決の内容について御説明申し上げますので、議案15ページをお開き願います。

平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）。

総則。

第1条、平成30年度美幌町の病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的支出の補正につきまして、実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、16、17ページをお開き願います。

1 款、1 目その他特別損失でございます。

過年度所得税追加納付金 9 5 0 万 2, 0 0 0 円でございますけれども、本年 8 月から実施されました税務調査におきまして、平成 2 7 年 1 月から平成 3 0 年 7 月までに支払った非常勤医師の報酬に係る源泉所得税の計算方法に誤りがある旨指摘を受けたことから、今回、過年度にわたり不足している源泉所得税について追加納付を行うため、所要額を特別損失に計上するものであります。

なお、追加納付を行う額は、総額で 1, 0 4 5 万 8, 3 4 5 円となり、去る 1 1 月 2 1 日に、その全額を納付したところであります。平成 3 0 年度にかかります追加納付金 9 5 万 7, 1 8 6 円につきましては、平成 3 0 年度予算の経費から執行しておりますので、今回の補正につきましては、その差額分であります 9 5 0 万 2, 0 0 0 円を計上するものでございます。

今回の非常勤医師の報酬に係る源泉所得税の追加納付について、特別損失を計上することになりましたこと、事務の責任者として深くおわびを申し上げます。

今後このようなことのないよう事務処理を適切に行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから承認第 1 2 号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第 6 同意第 4 号

○議長（大原 昇君） 日程第 6 同意第 4 号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第 4 号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本町固定資産評価審査委員会委員の菅原雅之氏は、平成 3 0 年 1 2 月 2 4 日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

氏名につきましては、菅原雅之さん。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしましたので、どうかよろしくお願いをいたしたいと、そのように思います。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第 4 号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第 7 諮問第 3 号

○議長（大原 昇君） 日程第7 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 議案の27ページでございます。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員、渡部順子氏は、平成31年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるということでございます。

氏名、白石真知子氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、適任と答申することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、13時15分といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 8 議案第103号から

日程第33 議案第128号まで

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第103号美幌町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第33 議案第128号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてまでの26件を、一括議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明をお願いします。

説明者は、着席のままでの説明を許します。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） それでは、お言葉に甘えまして、着座のままで御説明させていただきますと思います。

議案28ページになります。

議案第103号の美幌町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから、議案76ページ、議案第128号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定については、平成31年10月1日より予定をしております、使用料、手数料改定の関連条例でありますので、これら条例改正の説明については、参考資料により説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、議案第103号関係でございます。

美幌町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてですが、改正目的は、使用料、手数料の改定にあわせ、行政財産使用料の算定に係る消費税等の表現を税率表記から文言表記に改正するものでございまして、あわせて、電柱等の支持物の土地使用料算定に用いる引用条文の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、それぞれ記載の

とおりでございます。

新旧対照表を２ページに添付をさせていただきます。

次に、参考資料の３ページになります。

資料２、議案第１０４号関係。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります、この条例改正は、使用料、手数料の見直しに伴い、各手数料について単価の改正を行うものと、実績のない項目の削除及び字句の改正を行うものでございます。

単価の改正につきましては、別表のとおりでございますが、改定率は原価計算、管内状況等を考慮し、５０％から２００％増の改定率となっております。

施行日につきましては、平成３１年１０月１日でございます。

新旧対照表を５ページから７ページに添付をさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 参考資料の８ページをお開き願います。

資料３、議案第１０５号関係。

美幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の目的でございますが、使用料及び手数料の見直しに伴い、保健福祉総合センターの使用料金について単価及び区分の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、原価計算を行い、高齢者の健康維持及び中高年者層の生活習慣病予防のための運動習慣の定着を促すことから、１回券を据え置き、利用者の負担感を考慮し、回数券、３カ月会員券の町民使用を３３％、町民以外の使用を３９％増額し、実績のない団体区分を廃止、６０歳以上の年齢区分を６５歳以上として、年齢引き上げに伴う経過措置期間を設けるものでございます。

新旧対照表は、９ページを御参照願います。

施行日は、平成３１年１０月１日からであります。

続きまして、参考資料の１０ページをお開き願います。

資料４、議案第１０６号関係。

美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の目的でございますが、使用料及び手数料の見直しに伴い、季節保育所の使用料金について単価の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、原価計算、町内類似施設との均衡を考慮し、５月から１０月の夏期料金を１時間につき２５０円、１１月から４月の冬期料金を１時間につき３５０円とするものでございます。

新旧対照表は、１１ページを御参照願います。

施行日は、平成３１年１０月１日からであります。

続きまして、参考資料の１２ページをお開きください。

資料５、議案第１０７号関係。

美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の目的でございますが、使用料及び手数料の見直しに伴い、へき地保育所の使用料金について単価の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、原価計算、町内類似施設との均衡を考慮し、５月から１０月の夏期料金を１時間につき２５０円、１１月から４月の冬期料金を１時間につき３５０円とするものでございます。

新旧対照表は、１３ページを御参照願います。

施行日は、平成３１年１０月１日からであります。

続きまして、参考資料の１４ページをお開きください。

資料６、議案第１０８号関係。

美幌町母と子の家条例の一部を改正する

条例制定について御説明申し上げます。

改正の目的であります、使用料及び手数料の見直しに伴い、母と子の家の使用料金について単価の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、原価計算、町内類似施設との均衡を考慮し、5月から10月の夏期料金を1時間につき250円、11月から4月の冬期料金を1時間につき350円とするものでございます。

新旧対照表は15ページでございます。

施行日は、平成31年10月1日からでございます。

続きまして、参考資料の16ページをお開きください。

資料7、議案第109号関係。

美幌町一般廃棄物処理手数料の収入証紙に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の目的であります、使用料及び手数料の見直しに伴い、証紙の種類の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、20円、40円、60円、80円の指定ごみ袋に表示する証紙の種類を、25円、50円、75円、100円とするものでございます。

新旧対照表は17ページを御参照願います。

施行日は、平成31年10月1日からであります。

続きまして、参考資料の18ページをお開きください。

資料8、議案第110号関係。

美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の目的であります、使用料及び手数料の見直しに伴い、一般廃棄物の処理手数料について金額の改正と条文整理を行うものであります。

改正内容につきましては、1点目に、条文整理でございます。

法とそごを生じている条例第15条の一般廃棄物処理業の許可に処分業を加えるものでございます。

2点目に、ごみ処理手数料原価計算、管内及び類似団体の状況を考慮し、収集運搬手数料、容量1リットルにつき0.5円の25%増とし、10リットル袋を25円、20リットル袋を50円、30リットル袋を75円、40リットル袋を100円に、直接搬入手数料の家庭系ごみを収集運搬手数料と同じく、25%増の10キログラム100円とし、事業系ごみを家庭系の50%増の10キログラム150円とするものです。

19ページをお開き願います。

3点目に、し尿処理手数料及び汚泥処分手数料につきましても、原価計算、管内及び類似団体の状況を考慮し、下水道法に規定する処理区域、区域以外の区域の区分を統合し、し尿処理手数料を10リットルにつき100円、汚泥処分手数料を10リットルにつき20円とするものです。

4点目に、施行日前に納付された収集運搬手数料の一般ごみ指定袋の使用について、平成31年12月30日まで使用できる経過措置を設けるものでございます。

新旧対照表は20ページから21ページを御参照願います。

施行日は、平成31年10月1日からあります、第15条第1項の改正につきましては、公布の日からでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 参考資料の22ページをお開きください。

資料9、議案第111号関係。

美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

改正の目的につきましては、使用料及び手数料の見直しに伴い、町民会館のうち、大ホール、びほーる各室の使用料金につい

て単価の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1点目が、町民会館大ホール、びほーる各室の使用料金の改正を行うものでございます。

びほーるは、オープンから6年が経過し、原価計算、管内の類似団体、町内の類似施設との均衡を考慮して、1時間当たりの使用料金表を部屋ごとにそれぞれ20%増となる改正を行うものでございます。

2点目が、営利営業を目的に使用する場合の使用料の増額率の改正でございます。

これまで、営利営業目的に使用する場合につきましては、使用料に一律200%を加算していましたが、町内の類似施設との整合性を図るため、町内者は100%加算、町外者は200%加算に改正するものでございます。

3点目は、超過時間の使用料に設定していた増額率を削除するものでございます。

町民会館を利用されている場合、終了する予定時間を超過した場合、超過した時間の使用料を納めていただいておりますが、使用料のほかに使用料の30%を加算しておりました。町内の類似施設との整合性を図るため、削除するものでございます。

施行日につきましては、平成31年10月1日からでございます。

なお、参考資料の23ページから24ページにつきましては、条例改正に伴う新旧対照表となっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 参考資料の25ページをお開きください。

資料10、議案第112号関係。

美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の目的であります、使用料及び手数料の見直しに伴い、コミュニティセンタ

ーの使用料金について、単価の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、原価計算、管内及び類似団体、町内類似施設の均衡を考慮し、各区分の使用料をおおむね20%増額とし、事例がないことから、入場料を徴収する場合等の使用料加算条項を削除するものでございます。

新旧対照表は、26、27ページを御参照願います。

施行日は、平成31年10月1日からであります。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 参考資料28ページになります。

資料11、議案第113号関係。

美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定につきましては、まずは各集会室の使用料を、原価計算等を考慮しおおむね20%の増とし、改正後の使用料につきましては記載のとおりでございます。

また、各集会室において、冠婚葬祭時の使用料を規定しておりましたが、通常使用時との経費に差がないことから冠婚葬祭時使用料の設定をなくし、青稲地区ふれあい会館使用料に全室利用の使用料を設定しようとするものでございます。

施行日につきましては、平成31年10月1日でございます。

新旧対照表を29ページに添付しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 参考資料の30ページをお開き願います。

資料12、議案第114号関係。

美幌町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の目的でございますが、使用料及び

手数料の見直しに伴い、地域振興センターの使用料金について単価の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、原価計算、管内及び類似団体、町内類似施設との均衡を考慮し、各区分の使用量をおおむね20%増額とし、暖房実施期間中、使用料の端数処理を規定するものでございます。

新旧対照表は31ページを御参照願います。

施行日は、平成31年10月1日からであります。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 参考資料32ページになります。

資料13、議案第115号関係。

美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、移住体験住宅の使用料を原価計算に基づきまして、維持管理経費の増額分について、受益者負担を求めるものでございます。

従来の夏期1泊1,100円を1,300円に改めるもの。なお、冬期の使用料については従来どおり夏期使用の50%増とし、1,650円を1,950円に改正を図るものでございます。

施行日につきましては、平成31年10月1日でございます。

新旧対照表を33ページに添付をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 参考資料の34ページになります。

資料14、議案第116号関係であります。

美幌みらい農業センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。

改正目的につきましては、使用料、手数料の見直しに伴い、別表の改正をしようとするものであります。

するものであります。

改正の内容でありますが、みらい農業センター使用料の改正でありまして、1点目は、中ほどの別表における改正前の摘要欄にございます米印の特別室の使用に関する部分につきましては、特別室が老朽化等により使用困難な状態でありますことから項目を削除しようとするものであり、2点目は、その下の備考5でありますが、11月から4月までの暖房実施期間中における交流体験者の使用料について、1人につき1泊300円としているものを他施設との統一化を図り、使用料の額の10%にしようとするものであり、3点目は、市民農園の使用料を、原価計算の結果、1平方メートル当たり30円を40円に改正しようとするものであります。

新旧対照表を35ページに添付しております。

施行日は、平成31年10月1日であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 参考資料36ページ、資料15、議案第117号関係でございます。

美幌町農作業準備休憩施設条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、ここに記載の4施設について、他の類似施設でございます集会室との均衡を考慮し、1時間当たり20%増の300円とするものでございます。

施行日につきましては、平成31年10月1日でございます。

新旧対照表を37ページに添付をさせていただきます。

次に、38ページになります。

資料16、議案第118号関係。

美幌町地域用水広報館条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、これも各部屋の使用料について、町内類似施設を考慮し、おおむね20%増とするもの

でございます。

施行日につきましては、平成31年10月1日。

新旧対照表を39ページに添付をさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 参考資料の40ページになります。

資料17、議案第119号関係であります。

美幌町営牧場管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。

改正目的であります。使用料、手数料の見直しに伴うこと及び平成26年度から使用を休止しておりました栄森牧場を廃止することによる改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。1点目は、栄森牧場に関する規定を削除しようとするものであり、施行日は、平成31年4月1日であります。

2点目は、中ほどの別表にありますように、放牧料金、舎飼料金、人工授精牛捕獲料について、近隣の公営牧場の使用料を勘案し、約5%の増額をしようとするものであります。

施行日は、平成31年10月1日であります。

改正の新旧対照表を41ページに添付しております。

よろしく願いいたします。

続きまして、参考資料の43ページであります。

資料18、議案第120号関係であります。

美幌みどりの村条例の一部を改正する条例制定についてであります。

改正目的は、使用料、手数料の見直しによるものであります。

改正の内容であります。みどりの村の森林公園及び農業実習施設グリーンビレッ

ジ美幌の使用料の改正であります。

1点目は、中ほどの別表にあります森林公園のバンガロー、テント持ち込みにつきましては、管内施設の使用料を参考に約10%の増額を、コインシャワーにつきましては、管内施設の時間設定及び単価を参考に、時間を5分から6分に、単価を200円から300円にしようとするものであり、2点目は、44ページの農業実習施設使用料で、アの時間貸し、イの宿泊ともに管内施設の使用料などを参考に約10%の増額を、さらに下段の midpoint の一つ目ですが、11月から4月までの暖房実施期間中における宿泊者の使用料について、1人につき1泊300円としているものを他の施設との統一化を図り、宿泊使用料金表の額の10%に改めるものであり、 midpoint の二つ目では、宿泊使用料における10円未満の端数整理と未就学児の使用に関する規定を追加しようとするものであります。

改正の新旧対照表を45ページから47ページに添付しております。

施行日は、平成31年10月1日であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 参考資料48ページをお開き願います。

資料19、議案第121号関係。

美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定についてであります。町が道路法第39条の規定に基づき、道路占用許可者から徴収している道路占用料につきましては、北海道道路占用料徴収条例に準じた額を用いており、この北海道条例が平成29年4月1日に改正されたことに伴い、今回の使用料及び手数料の見直しにあわせ、49ページの道路占用条例別表、第2条関係のとおり改正を行おうとするものであります。

改正日につきましては、平成31年10月1日であります。

新旧対照表は、５０ページから５４ページを御参照願います。

次に、参考資料５５ページをお開き願います。

資料２０、議案第１２２号関係。

美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。１点目が、第９条の表記について広義の表記の改正及び消費税等の表現を、税率表記から文言表記に改めようとするものであります。

２点目が、別表第２に記載の運動公園施設の使用料金につきまして、原価計算及び類似団体等の均衡を考慮して、記載のとおり改正を行おうとするものであります。

３点目が、別表第２の備考３に記載されている網走川河畔公園パークゴルフ場の使用料の取り扱いについて、７５歳以上のものを削り、町外者が使用する場合の増加率を追加しようとするものであります。

施行日につきましては、平成３１年１０月１日であります。

新旧対照表については、５６、５７ページを御参照願います。

次に、参考資料の５８ページをお開き願います。

資料２１、議案第１２３号関係。

美幌町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。下水道使用料につきましては、平成２１年度の改定以降、現行料金において経営に取り組んでおりますが、使用料収入だけでは汚水処理費を賄えず、不足分を一般会計から繰り入れて賄っていることから、今回の使用料及び手数料の見直しにあわせ、記載の別表、第２２条第１項関係のとおり、改正を行おうとするものであります。

施行日につきましては、平成３１年１０月１日であります。

新旧対照表につきましては、５９ページを御参照願います。

次に、参考資料の６０ページをお開き願います。

資料２２、議案第１２４号関係。

美幌町個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。個別排水処理施設使用料につきましても、平成２１年度の改定以降、現行料金において運営等に取り組んでおりますが、使用料収入だけでは維持管理費を賄えず、不足分を一般会計からの繰り入れて賄っていることから、今回の使用料及び手数料に合わせて、記載の別表、第９条関係のとおり、改正を行おうとするものであります。

また、施設設置の際、１回限り御負担をいただく受益者分担金につきましても、平成２１年度の改定以降、現行料金において整備しておりますが、この間の工事費も増加していることから、今回の使用料及び手数料の見直しにあわせ、記載の別表、第１４条関係のとおり改正を行おうとするものであります。

施行日につきましては、平成３１年１０月１日であります。

新旧対照表につきましては、６１ページを御参照願います。

次に、参考資料の６２ページをお開き願います。

資料２３、議案第１２５号関係。

美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてであります。町が管理する河川法の適用または準用されない、いわゆる普通河川について、河川敷地等の占用許可者から徴収している土地占用料につきましては、北海道の河川法施行条例に準じた額を用いており、この北海道条例が平成２９年４月１日に改正されたことに伴い、今回の使用料及び手数料の見直しにあわせ、記載の別表第２、第２１条関係のとおり改正を行おうとするものであります。

施行日につきましては、平成３１年１０月１日であります。

新旧対照表につきましては、６３ページ、６４ページを御参照願います。

以上、御説明申し上げました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 参考資料の65ページをお開きください。

資料24、議案第126号関係。

美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

改正の目的につきましては、使用料及び手数料の見直しに伴い、美幌町マナビティーセンター各部屋の使用料金について単価の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1点目が、マナビティーセンター各部屋の使用料金の改正を行うものでございまして、原価計算、類似団体との均衡を考慮しまして、別表記載のとおり、13%から20%増となる改正を行おうとするものでございます。

2点目が、使用料金改正に伴う備考欄の改正でございまして、別表備考5につきまして、入場料を徴収する場合または営利営業の場合に、使用料に100分の105を乗じて徴収するという項目につきまして、これまで設定していた文言を削除するものでございます。

施行日につきましては、平成31年10月1日からでございます。

参考資料の66ページ、67ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

続きまして、参考資料の68ページであります。

資料25、議案第127号関係。

美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

改正の目的につきましては、使用料及び手数料の見直しに伴い、各スポーツ施設の使用料金について、単価の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1点目が、

各スポーツ施設の使用料金の改正を行うものでございまして、美幌町スポーツセンター、美幌町トレーニングセンター、美幌町あさひ体育センター、美幌町B&G海洋センター、美幌町リリー山スキー場、美幌町ソフトボール場の使用料金について、原価計算、類似団体との均衡を考慮しまして、別表第4に記載のとおり、おおむね20%増の改正を行おうとするものでございます。

また、（4）美幌町テニスコートにつきましては、夜間照明のみの料金設定となっておりますが、試合などで占有した場合のコート使用料について、新たに設定をするものでございます。

2点目が、使用料金改正に伴う備考欄の改正でございまして、別表第4、備考欄にあります入場料を徴収する場合または営利営業の場合に、使用料に100分の105乗じて徴収する項目について、これまで設定していた文言を削除するものでございます。

施行日につきましては、平成31年10月1日からでございます。

参考資料の71ページから76ページにつきまして、新旧対照表となっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 参考資料77ページをお開き願います。

資料26、議案第128号関係。

美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。1点目が、給水装置新設等の加入者負担金について、メーター口径40ミリメートル以上の負担金は、実績が少なく、対応経費も事業の実情によって異なることから、記載の別表2、第6条関係のとおり改正を行おうとするものであります。

2点目が、給水装置の新設、改造工事に

係る設計審査手数料及び工事検査手数料につきましても、メーター口径４０ミリメートル以上の実績が少ないこと、設計審査に係る事務工程等の原価計算が大きく変わるものでないことから、記載の別表３、第３４条関係のとおり、手数料の統一を図ろうとするものであります。

施行日につきましては、平成３１年１０月１日であります。

新旧対照表は、７８、７９ページに記載しておりますので、御参照願います。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

議案第１０３号美幌町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第１２８号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてまでの２６件については、１３人の委員をもって構成する使用料等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とし、会議規則第４６条第１項の規定によって、３月３１日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０３号美幌町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第１２８号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてまでの２６件については、１３人の委員をもって構成する使用料等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とし、会議規則第４６条第１項の規定によって、３月３１日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ただいま設置されました使用料等審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第７条第１項の規定により、１番

高橋秀明さん、２番大江道男さん、３番新鞍峯雄さん、４番上杉晃央さん、５番稲垣淳一さん、６番戸澤義典さん、７番早瀬仁志さん、８番岡本美代子さん、９番坂田美栄子さん、１０番吉住博幸さん、１１番橋本博之さん、１２番中嶋すみ江さん、１３番古舘繁夫さん、以上１３人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました１３人の方を使用料等審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、１５時３０分といたします。

午後 １時４９分 休憩

午後 ３時３０分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された使用料等審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に大江道男さん、副委員長に稲垣淳一さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 ３時３１分 散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員